

いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 県は、木材需要の大部分を占める住宅分野における県産材の需要拡大を図るため、県産材を一定規模以上使用し、かつ、住宅の一部に目に見える形で活用された住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において「いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金」(以下「補助金」という。)を交付するものとする。
- この交付については、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号、以下「県規則」という。)に定めるほかこの要綱によるものとする。

(補助金の交付対象者)

- 第2条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 石川県内に自らが居住するために住宅を新築若しくは増改築する者又は新築住宅を購入する者。
 - (2) 別に定める「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」の認定を受けた者(以下「推進事業者」という。)が建築する「いしかわの木が見える家」を新築若しくは増改築する者又は新築住宅を購入する者。
 - (3) 前項に定める住宅は、県産材を5㎡以上使用した住宅をいう。
 - (4) 床面積が70㎡以上の住宅を新築又は新築住宅を購入する者。

(補助金の額)

- 第3条 補助金額は一件当たり10万円とする。

(補助金の申込)

- 第4条 この補助金の申込みを行おうとする者(以下「申込者」という。)は、別記様式第1号による申込書(以下「申込書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、選定の採否を申込者に通知(別記様式第2号、以下「選定結果通知書」という。)するものとする。

(補助金交付予定者の選定)

- 第5条 第4条第2項による補助金交付予定者(以下「予定者」という。)の選定にあたって、申込者が補助金交付予定件数を超える場合は、抽選により選定するものとする。

(申込内容の変更)

- 第6条 予定者は、申込時の内容に変更があったときは、遅滞なく、変更届(別記様式第4号)を知事に提出し、補助要件の確認を受けなければならない。ただし、補助要件に適合しなくなった場合は、知事は予定者の資格を取り消すものとする。
- 2 前項ただし書きの場合には、第5条の規定に従い新たな予定者を選定するものとする。

(補助金交付申請・実績報告)

第7条 予定者のうち、この補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(実績報告書)(別記様式第5号、以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定・額の確定)

第8条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、申請の内容が適正であると認めるときは、申請者に補助金交付決定(額の確定)(別記様式第6号)を通知するものとする。

(請求、支払い)

第9条 申請者は、前条の交付決定通知書を受理した後、請求書(別記様式第7号)を知事に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載、又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合、知事は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、県規則の定めるところにより返還しなければならない。

(申請者等の取り消し)

第11条 知事は、予定者又は申請者が所定の期間までに住宅が完成する見込みがないなど、不測の事態が生じた場合は、その資格を取り消すことができる。

2 前項の場合には、第5条の規定に従い新たな予定者を選定するものとする。

(推進事業者の表彰)

第12条 知事は、住宅分野において県産材の良さを広く普及し、県産材の需要拡大に貢献した推進事業者に対して、別に定めるところにより、表彰するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

一部改正 平成22年4月1日改正。

いしかわの木が見える家づくり
推進事業補助金申込書

平成 年 月 日

石川県知事 様

申込者

〒

住所

ふりがな

氏名

電話番号

印

石川県が実施する、いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金交付要綱に基づき、補助金交付の対象者として選定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

ふりがな 住宅の建築箇所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
設計者	〒 住所 名称 代表者氏名 電話番号
いしかわの木が見える家づくり 推進事業者 (建築事業者)	〒 住所 名称 代表者氏名 電話番号 推進事業者認定番号
県産材の見える箇所	
県産材使用量	m3
床面積	m2

添付書類

- ①住民票（新住所へ入居後のもの）（コピー可）
- ②建築基準法第7条第5項の規定による検査済証^{注1)}
- ③完成写真（全体外観及び県産材の見える箇所^{注2)}）
- ④県産材産地及び合法木材証明書（別記様式第3号）^{注3)}

注1) 確認申請が不要な箇所での建築の場合は、工事引渡書等（建築箇所、完成日、床面積を確認できるもの）

注2) 県産材の見える箇所の写真は、見える箇所の全景及び木目が確認できるもの

注3) 「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付け農政第4604号農林水産部長通知）」に基づくもの

選 定 結 果 通 知 書

森 管 第 号
平 成 年 月 日

様

石川県農林水産部長

年 月 日付けのいしかわの木が見える家づくり推進事業補助金申込について、(抽選の結果、) 貴殿が補助金交付予定者となることに決定したので通知します。

また、住宅が完成し、引渡しを受けた後、速やかに補助金交付申請書を所管の農林総合事務所に提出してください。

なお、申込内容に変更があった場合は速やかに変更届を所管の農林総合事務所に提出してください。

県産材産地及び合法木材証明書

(納入先) 様

事業者の所在：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

〔 合法木材供給事業者認定書
に記載されている内容 〕

下記の物件に使用された木材は、石川県内で合法的に伐採された県産材であることを証明します。

記

- 1 工 事 名：
- 2 工 事 場 所：
- 3 県産材使用量

樹種	数量	単位
		m ³
		m ³
		m ³
合 計		m ³

※ 使用量の内訳明細として、納品伝票等を添付すること

いしかわの木が見える家づくり推進事業
補助金申込内容変更届

平成 年 月 日

石川県知事 様

現住所

ふりがな
氏名

電話 () -

印

さきに、いしかわの木が見える家づくり推進事業の補助金交付予定者に選定されましたが、下記のとおり内容を変更したいので届出します。

記

変更内容等

		当初	変更
<small>ふりがな</small> 住宅の建築箇所			
対象要件	活用事例		
	県産材の使用量		

注 意 辞退される場合は、選定結果通知書を添付してください。
申込書に準じて変更部分の関係書類を添付してください。

いしかわの木が見える家づくり推進事業
補助金交付申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

石川県知事 様

〒
住 所
氏 名
電 話 () — 印

平成 年度いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金を下記のとおり交付されたく、
補助金交付要綱第7条の規定により、申請(実績報告)します。

記

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 住宅の完成日 平成____年____月____日

別記様式第6号

いしかわの木が見える家づくり推進事業
補助金交付決定(額の確定)通知書

森 管 第 号

平成 年 月 日

所在地

氏 名 様

石川県知事

平成 年 月 日付けで申請のあった、いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金については、石川県補助金交付規則第5条第1項及びいしかわの木がみえる家づくり推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定(額の確定)したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

(以下交付決定条件記載)

いしかわの木が見える家づくり推進事業補助金請求書

平成 年 月 日

石川県知事 様

〒
住 所
氏 名
電 話 () - 印

年 月 日付け森管第 号により補助金の交付決定(額の確定)通知があ
ったいしかわの木が見える家づくり推進事業補助金として、下記金額を交付されるよう交付
要綱第9条の規定により請求します。

記

請求金額 _____ 円

金融機関等名	預金種別	口座番号
店	普通 当座	

口座名義人(カナ)通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合 は金融機関に確認してください。